# ○田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

平成25年2月22日

条例第5号

田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年条例第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定に基づき、田川地区清掃施設組合に勤務する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(職員の範囲)

第2条　職員の範囲は次の各号のいずれかに該当する者のうち、技術監督者及び行政事務を担当する者以外のものをいう。

(1)　一般技能職員

(2)　一般技能職員に類する職員

(給与の種類)

第3条　この条例による給与は、給料及び手当とする。

2　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3　手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当及び勤勉手当とする。

(適用除外)

第4条　前条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の規定により採用された職員については、支給しない。

(規則への委任)

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する

附　則（令和２年条例第８号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。